

食品衛生法施行条例（平成11年長野県条例第51号）

（営業の施設についての基準）

第4条 法第54条の規定により条例で定める営業の施設についての基準は、政令第35条各号に掲げる営業（同条第2号及び第6号に掲げる営業を除く。）に共通する事項については別表第1、同条各号に掲げる営業ごとの事項については別表第2（法第13条第1項の規定により定められた基準又は規格（別表第1及び別表第2において「基準又は規格」という。）に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う場合にあっては、別表第2及び別表第3）のとおりとする。

（別表第2）（第4条関係）

【業種別の営業施設の基準】

2 政令第35条第2号の調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

(1) ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあっては、この限りでない。

(2) 床面は、清掃等が容易な不浸透性の材料で作られていること。